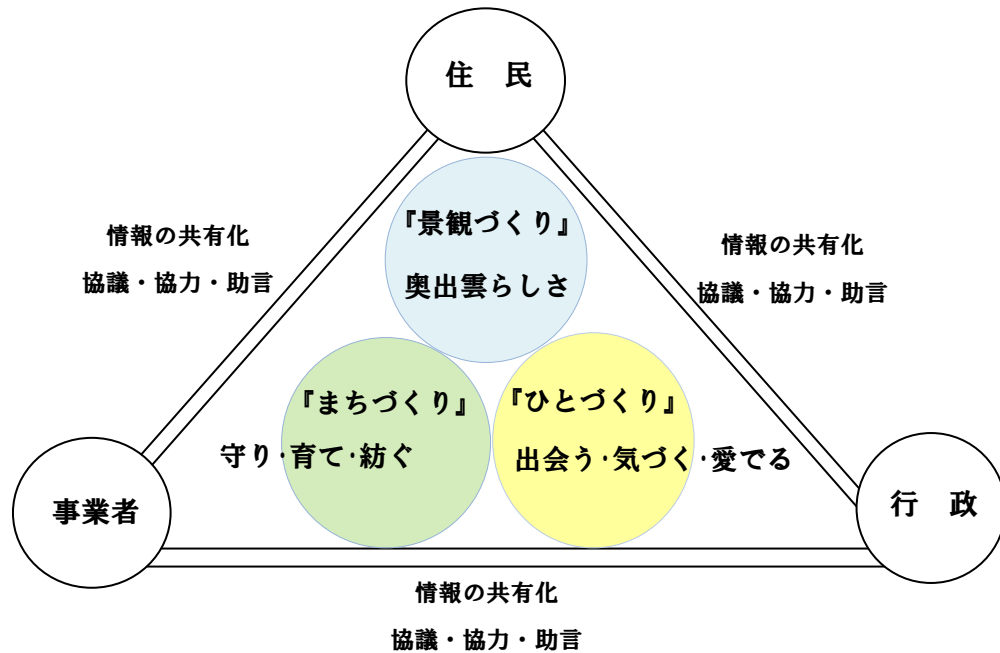


1 住民、事業者、町による景観づくり

地域の特性と風土に根付く歴史的、文化的な保全をし、奥出雲らしい景観の魅力を生かし、新たに創出していくためには、住民、事業者、町の各主体同士の良好な景観づくりに対するイメージを共有化していくことが不可欠です。景観計画の運用に際しては、景観形成基本目標、景観形成基準に則した協議調整だけでなく、日常的な景観づくりに係る地域活動を通じて、関係者間のイメージの共有に努め、ハードとソフトの両面から良好な計画の形成を推進することが大切となります。



(1) 住民の役割

景観を構成する建築物や工作物は、私たちの日常生活の中で使うものであり、身近にあるものです。これらの造り方や使い方は、その町並みの景観に大きく影響を及ぼします。そのため、町民は自らが景観形成の主体であるという認識と自覚を持ちながら、良好な景観を形成し保全することを、自らが考えて取り組むことが重要です。

また、建築物や土地は個人の財産ですが、景観という観点では、公共の財産とも言えます。私たちは自らの財産を適切に管理し、周辺の景観、環境への影響を意識し、心がけることが大切です。

良好な景観の形成及び保全といっても、特に難しいことはなく、次のような行動が、良好な景観の形成及び保全に繋がります。

- ごみを散らかさないようにする。
- 清掃活動へ参加する。
- 周囲の景観と調和する住宅を建築する。
- 自分の家の周囲の緑を増やし、整える。
- 身近な地域で景観のルールをつくる。
- 地域の歴史や文化に関心を持つ。

他にも景観の形成及び保全に繋がることは多くあり、小さなことを1つずつ積み重ねることで、町民相互に良好な景観の形成に対する理解を深め、協力を継続することにより、奥出雲らしい景観につながります。

(2) 事業者の役割

事業者も良好な景観の形成の主体です。事業活動を行う際には、景観計画の意図を十分に理解した上で、地域の実状に合わせた事業のデザインと計画の立案を行う必要があります。

事業活動が景観だけではなく、環境にも大きく影響を及ぼすことに責任を持ち、事業活動そのものが企業の社会的責任として捉え、良好な景観の形成だけでなく地域振興にも寄与するように適切な配慮を行う必要があります。

そのため、事業者は近隣住民や近隣コミュニティと協同して、良好な景観の形成に努める必要があります。

(3) 町の役割

良好な景観の形成の基本目標にそって、景観計画区域（町全域）における良好な景観の形成を推進するため総合的な施策を策定し、実施します。

○良好な景観に寄与する公共施設の整備

公共施設の整備や維持管理などで、町民や事業者に対して、良好な景観の形成の模範となるような先導的な役割を果たします。

○小中学校での景観教育

良好な景観の形成の実現には、長い期間を要します。このことから、町の将来を担う小中学生に、学校教育の場などにおいて、景観について学習し、体験する場を設け、奥出雲町のすばらしい景観資源の再認識と知識の普及を図ります。

○普及啓発の推進

良好な景観の形成及び保全に対する町民、事業者の意識向上を図るため、町民及び事業者向けのワークショップ、セミナーやシンポジウムなどを随時開催します。

また、景観計画の施策の普及啓発を図るため、町ホームページへの施策の掲載、意識啓発のパンフレットなどを作成、配布します。

○行政職員の意識の向上

施策の立案や事業の実施を通じて良好な景観の形成を図るため、情報の共有化を図るとともに、「奥出雲町らしい景観とはなにか。何をまもり、何をつたえていくべきなのか」を理念として十分理解し、その具現化に努めていきます。

2 今後の具体的な取組みについて

景観計画に定める景観形成の目標及び景観形成の方針の具現化を図るために、以下の事項を啓発し、推進していきます。

(1) 景観審議会の設置

良好な景観の形成の推進を図るため、奥出雲町景観審議会を設置します。委員には、学識経験者、関係する行政機関及び民間企業の職員、奥出雲町の住民などから選任します。

審議会では、町長の諮問に応じ、第三者の立場から、景観計画の変更、景観に関する新たな施策などを調査及び審議をすることとします。

(2) 景観計画重点区域の指定

特に良好な景観の形成に取り組む区域として「景観計画重点区域」を指定することができますが、より多くの景観計画重点区域を指定するため、地域の景観まちづくりに関して町民の意見交換を重ねる場を設け、地域主体の活動の活性化を図ります。

(3) 重要文化的景観への取組み

文化財保護法では文化的景観を「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定めています。

奥出雲町におけるたたら製鉄に関わる鉄穴流しなどの景観は本町の景観形成の核となっているもので、地域資源としても非常に価値が高いものです。

このことから、たたら製鉄に起因する景観区域を「文化的景観区域」として認定し、保存調査や活用を図っていきます。

たたら製鉄に起因する文化的景観区域に認定した中から、特に顕著である区域について、文化財保護法第134条に規定する国の重要文化的景観の選定申出をおこなうなど、価値を高めていくものとします。

また、選定された区域については、保存・活用の取り組みを積極的に図り、魅力ある文化的景観を未来へ継承していきます。

(4) 景観地区の指定

景観計画とは別に、市街地における良好な景観の形成を図るために、都市計画区域内に、景観地区を定めることができます。景観地区を定めると、建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積などについて総合的に規制・誘導を行うことが可能になります。

良好な市街地景観を形成できるよう、景観地区の指定を検討します。

(5) 景観重要要素の指定

本町の自然的、歴史的な成り立ちに即し、良好な景観形成に重要な役割を持ち、町の個性となっている景観を形成している要素について、「景観重要建造物」、「景観重要樹木」、「景観重要公共施設」等に指定することによって、景観資源を保全し、その認知度を高め、有効に活用することを促していきます。

指定にあたっては、当該物件の所有者又は管理者の意見を聴き、十分な協議のもとに保全、管理及び活用に係る事項を定めた上で行うものとします。

(6) 景観農業振興地域整備計画

景観農業振興地域整備計画とは、景観と調和のとれた良好な営農条件の保全を図る必要があると認める場合に、町が作成する計画です。景観農業振興地域整備計画の区域、景観と調和のとれた土地の産業上の利用に関する事項、農業生産の基盤の整備や開発に関する事項、農用地の保全に関する事項などを定めることができます。

本町にとって農業は基幹産業であるとともに鉄穴流しによって拓かれた幾重にも広がる棚田景観は奥出雲を代表する景観資源です。農業振興地域整備計画との整合性をはかりながら、田園景観の保全を図ることができるよう、景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

(7) 景観協定の推進

景観協定とは、景観計画区域の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者などの全員の合意により、対象となる土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定できる制度です。

奥出雲町にも景観協定を結び景観に配慮した町並みの推進を図ってきた地区があることから、さらに景観に対する住民意識の向上をはかり、景観協定の締結を推進します。

(8) 景観推進連絡会の設置について

景観推進連絡会とは、景観計画区域内の良好な景観の形成を図るために必要な協議を行う組織のことで、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構などにより構成され、必要に応じて、関係行政機関及び観光、商工、農業などの団体、公益事業を営む者、町民その他良好な景観の形成促進のための活動を行う者を加えることができます。

地域の景観についての課題を解決しようとするときに、一同に会して話し合うことで、お互いに歩み寄る機会の場合となることが期待されることから、景観推進連絡会の設置を検討します。

(9) 自主的な景観形成団体等への支援

良好な景観は、町民にとってまちへの愛着や誇りに結びつきます。また、心の豊かさや快適な生活の大切な要素となります。地域ごとのまちづくりと景観形成を一体化させ、共通のビジョンで、町内全域での景観形成促進を図っていきます。

そのため、地域の自主的な景観形成団体に対し、既に創設したきらり輝く地域づくり事業や地域活力創造事業などの助成制度も活用し、提案団体や活動団体として認定するとともに、情報提供、研修機会の提供などの支援を行っていきます。

(10) 基金の造成

良好な景観の形成の推進を図るため、奥出雲町景観形成推進基金を造成します。

3 景観計画の見直し

良好な景観の形成のためには、持続的に取り組むとともに、景観計画の改良を重ねて発展させていく必要があります。そのためには景観計画の効果を明らかにした上で、施策の進捗状況を常に把握し、「住民」、「事業者」、「町」などの各主体が情報の共有化に努めることが大切です。

下記の項目について、適時、検討するものとします。

- ①景観形成重点地区の見直し
- ②景観づくりのための行為の制限の見直し
- ③目標指標の達成状況の分析と評価

景観まちづくりの進捗状況を踏まえ、定期的に内容を検討するとともに、社会経済情勢の変化及び施策の効果等を踏まえて、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととします。

見直しは町（行政）の立場からではなく、「住民」、「事業者」が一体となって取り組めるような推進体制をもち、それぞれの立場の意見を聴きながら進めていくものとします。